

第7章

障害福祉計画及び障 害児福祉計画におけ る成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第6期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針⁹を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の7点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも求めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和5年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること
- ② 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること

◆本区における施設入所支援利用者は、令和元年度末時点で134人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、令和5年度末における地域生活移行者数4人と施設入所支援利用者数134人を目標として地域生活への移行の取組みを進めていきます。

⁹基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために、「保健・医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を統合した地域づくりの検討を行うこととしています。

◆本区では、精神保健福祉センター、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる専門的知識を持った関係者の「保健・医療から地域を考える視点」と基幹相談支援センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等において、精神障害者の支援に携わる専門的知識を持った関係者の「障害福祉から地域を考える支援」の両視点を統合した地域づくりのための議論を進めていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制作り等）を整備した地域生活支援拠点(以下、拠点という。)を令和5年度までに少なくとも1箇所を整備しつつ、その機能の充実のため、年1回以上拠点の運用状況を検証及び検討することとしています。

◆本区では、令和元年度に本富士地区に拠点を整備しました。令和3年度に駒込地区・富坂地区、令和4年度に大塚地区に各1箇所を整備するとともに、地域自立支援協議会地域生活支援専門部会において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本として設定することとしています。また、この目標値を達成するため、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値についても以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.30倍とすること
就労継続支援A型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.26倍とすること
就労継続支援B型事業	令和5年度における一般就労移行者数を令和元年度における移行者数の1.23倍とすること
就労定着支援事業	令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用すること
職場定着率※	職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること

※ 過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合。

◆本区においては、令和元年度は15人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和5年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和元年度実績の約1.30倍の20人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行ってまいります。

◆また、成果目標の達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

- ・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…3人の増加（1.30倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	10人	13人

- ・就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数…1人の増加（約1.30倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	3人	4人

- ・就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数…1人の増加（2倍）

	令和元年度	令和5年度
利用者数	1人	2人

- ・令和5年度における一般就労移行者数のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
- ・職場定着率を8割以上とする就労定着支援事業所数を全体の7割以上

（5）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

なお、具体的な目標の設定については、以下の2点を基本とするものとしています。

- ① 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に1箇所以上確保すること
- ② 令和5年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること

◆本区では、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行ってまいります。

◆本区では、医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切に支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、子育て、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、福祉や医療等の関係分野における一定の知識を有した者を、医療的ケア児の生活設計等の手助けを行う医療的ケア児支援コーディネーターとして配置し、継続的な支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、それぞれの地域における相談支援体制についての検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能についての検討を行い、相談支援体制を充実・強化するための体制を確保することを基本としています。

◆本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化に係る目標値について、以下のとおり設定します。

- ・地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数（年400件）
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援及び連携強化の取組みの実施回数（年12回）

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行っていくことが望ましいこととしています。また、自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

- ◆本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年18回）
- ◆本区では、請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）

2 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

◆各事業の1月あたりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、前項で示した成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、1月あたりの必要量の見込みを定めることとしています。

次ページに示す1月あたりの見込み量は、第6章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表：各事業の1月あたりの利用者数及び利用量一覧】

			令和元年度 実績	3年度	4年度	5年度
訪問系サービス	居宅介護 (居宅における身体介護)	実利用者数	175	183	191	199
		延利用時間	1,211	1,318	1,321	1,376
	居宅介護 (家事援助)	実利用者数	143	145	147	149
		延利用時間	716	725	735	745
	居宅介護 (通院等介助)	実利用者数	76	77	78	79
		延利用時間	330	334	338	342
	重度訪問介護	実利用者数	21	23	23	23
		延利用時間	4,839	5,298	5,298	5,298
	同行援護	実利用者数	80	82	84	86
		延利用時間	2,219	2,269	2,324	2,379
行動援護	実利用者数	2	4	5	6	
	延利用時間	20	36	45	53	
重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1	
	延利用時間	0	414	414	414	
日中活動系サービス	生活介護	実利用者数	268	298	308	318
		延利用日数	5,042	5,482	5,702	5,922
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	6	7	8	8
		延利用日数	24	27	31	31
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	31	37	44	53
		延利用日数	242	273	309	349
	就労移行支援	実利用者数	89	105	110	115
		延利用日数	797	941	985	1,030
	就労継続支援 A 型	実利用者数	20	23	26	30
		延利用日数	257	296	340	391
	就労継続支援 B 型	実利用者数	286	294	302	311
		延利用日数	3,834	3,949	4,068	4,189
	就労定着支援	実利用者数	39	51	55	60
		療養介護	11	11	11	11
短期入所（福祉型）	実利用者数	142	153	165	178	
	延利用日数	394	418	443	469	
短期入所（医療型）	実利用者数	3	4	5	6	
	延利用日数	22	29	35	39	
サービス 居住系	共同生活援助	実利用者数	137	147	152	157
	施設入所支援	実利用者数	134	134	134	134
	自立生活援助	実利用者数	0	2	3	4
支援 相談	計画相談支援	実利用者数	56	63	67	71
	地域移行支援	実利用者数	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10	10	10	10
	障害児相談支援	実利用者数	28	31	35	39
障害児 通所支援	児童発達支援	実利用者数	203	223	233	243
		延利用日数	1,281	1,381	1,431	1,481
	医療型児童発達支援	実利用者数	4	5	6	7
		延利用日数	23	29	35	40
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	2	4	5	5
		延利用日数	9	19	23	23
	保育所等訪問支援	実利用者数	1	2	3	4
		延利用日数	1	1	2	2
放課後等デイサービス	実利用者数	365	405	425	445	
	延利用日数	2,343	2,743	2,943	3,143	

※地域生活支援事業の見込み量等については、第6章をご参照ください。

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について

(1) 訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、短期入所（福祉型・医療型）の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、民間事業者の誘致等による整備により見込み量の確保を図ります。

(3) 居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行い、見込み量の確保を図ります。

(4) 相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

(5) 障害児通所支援

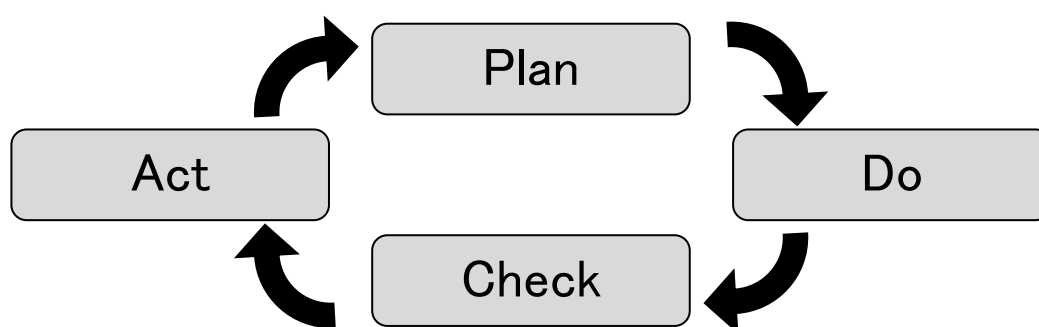
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

4 障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年1回は実績を把握、分析し、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うようPDCAサイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において実施し、PDCAを確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う。
改善 (Act)	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す